

掛川市条例第50号

掛川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員の定数を定める条例（平成20年掛川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、掛川市議会の議員定数は、 <u>24人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、掛川市議会の議員定数は、 <u>21人</u> とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。